

東京 2020 大会の費用負担に関する意見書(案)

東京 2020 大会の開催に当たり、開催都市である都はもとより、開催国である日本政府の役割が重要である。

立候補ファイルには、組織委員会が資金不足になった場合、都と共に最終的に政府が補填することと明記され、政府は I O C（国際オリンピック委員会）に対し保証ファイルを提出している。

また、スポーツ基本法第 27 条の規定により、国が国際競技大会の開催に必要な資金の確保や、大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとされている。

平成 28 年 1 月 29 日に開催された都、I O C、組織委員会及び国の四者協議においても、東京 2020 大会開催費用の削減と共に、国の役割について議論がなされた。

平成 23 年 1 月 13 日の閣議了解である「平成 32 年（2020 年）第 32 回オリンピック競技大会・第 16 回パラリンピック競技大会の東京招致について」の枠組みの下、現在、施設整備について、国は主に新国立競技場整備費を負担するだけで、しかも、その整備費の約 4 分の 1 に当たる約 448 億円については、都に負担を求めている状況である。

イギリス及びブラジル政府は、ロンドン 2012 大会及びリオデジャネイロ 2016 大会において大きな役割を果たし、ロンドン 2012 大会では、イギリス政府は施設整備などの大会開催費用の約 67%を負担した。

東京 2020 大会の成功のためには、開催費用について、都民及び国民に対し正確な情報を公開し、削減を図ることが重要であることはもとより、上記の閣議了解の枠組みを超え、国が財政面を含めた支援を行うことが不可欠である。

よって、東京都議会は、国会および政府に対し、東京 2020 大会開催費用について、開催国として積極的な負担をするよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当大臣

} 宛て